

### 投票区および投票所が変更になります



あなたの一票を投じましょう

■ 持続可能な選挙運営のために投票区を統合します

町選挙管理委員会では、有権者の減少を受けて、1行政区1投票区となつている2つの区域を見直します。今夏の参議院議員通常選挙から次のとおり、投票区と投票所を変更します。

- ① 上早川五区
  - ・変更前
  - 第6投票区（六谷公民館）
  - ・変更後
  - 第5投票区（龍野小体育館前ユニットハウス）
- ② 船津区
  - ・変更前
  - 第9投票区（船津公民館）
  - ・変更後
  - 第10投票区（乙女小体育館）

また、旧第10投票区（麻生原区、世持区、南三箇区、中山区、津志田区）の投票所も次のとおり、変更します。

- ・変更前 乙女高齢者福祉センター まつやま
  - ・変更後 乙女小体育館
- ▼ 新型コロナウイルス感染症対策  
投票所では、マスク着用や手指消毒などをお願いいたします。記載台の鉛筆は消毒しますが、ご自身の鉛筆の持ち込みも可能です。係員に申し出てください。

■ 期日前投票所も役場庁舎の1階に移動します

投票日当日は投票所入場券に記載された投票所でのみ投票ができます。仕事や冠婚葬祭などで投票日当日に投票ができない人は、町選挙管理委員会が開設する期日前投票所をご利用ください。

- ▼ 開設場所  
町役場庁舎1階
- ▼ 開設期間  
6月23日（木）～7月9日（土）
- ▼ 投票時間  
午前8時30分～午後8時
- ▼ 準備するもの  
投票所入場券（期日前投票宣誓書欄）の記入が必要です

町総務課 ☎096-234-1140（内線222）

### ■ 歯科口腔健診で歯と口の健康を保ちましょう

今年度も、後期高齢者医療被保険者を対象とした「歯科口腔（こうくう）健診」を実施します。

身体の健康と同様に、口の中の健康を保つことは、日々を生き生きと暮らしていくためにもとても大切です。口の健康が保たれていないと、虫歯や歯周病になるだけでなく口腔機能が低下して糖尿病や心臓病など全身の病気にかかりやすくなり、要介護状態になってしまう恐れがあります。

特に高齢になると、むせたり、のどにつかえたりすることが多くなり、口の中の細菌などが肺に入って、肺炎を起こすこともあります。

毎年1回の「歯科口腔健診」で、歯と口の健康を保ちましょう。

対象者  
後期高齢者医療制度の加入者  
※老人ホーム入所者や6カ月以上病院に入院している人、すでに同様の事業で歯科健診を受診した人は対象になりません。

### あなたの歯とお口の健康状態をチェック！！



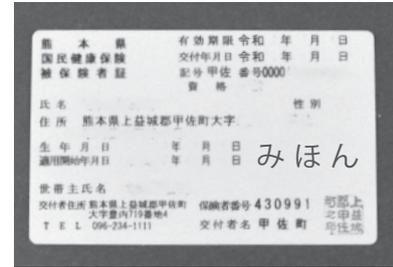
葉の健康を守りましょう

- ▼ 実施期間  
8月1日（月）～12月31日（土）
- ▼ 実施場所  
※歯科医院の休診日は除きます。
- ▼ 実施方法  
町が契約している歯科医院（受診券と併せて一覽を送付します）
- ▼ 受診料（自己負担）  
400円
- ▼ 検査項目  
問診、歯・入れ歯の状況、かみ合わせ、口腔内の状況、飲み込む機能など
- ▼ 受診方法  
① 7月中に口腔健診の実施場所などに関する案内文を郵送します。受診券も同封しますので、ご確認ください。
- ② 受診券が届いたら、受診を希望する歯科医院に直接予約してください。
- ③ 予約した歯科医院で受診してください。受診券と被保険者証、受診料をご準備ください。

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線107）

国民健康保険

国民健康保険証  
更新のご案内



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

令和3年度の国民健康被保険  
証の有効期限は7月31日まで

現在お持ちの国民健康被保険者証（水色）の有効期限は7月31日（日）です（短期証を除く）。8月1日（月）から使用できる国民健康被保険者証（うぐいす色）は、7月中旬に各世帯主にてに簡易書留郵便にてお送りします。

新しい保険証は、受け取り後、記載内容に間違いがないか確認をお願いいたします。内容に誤りがあった場合は、町住民生活課まで速やかにご連絡ください。

■医療費が高額になるときは限度額認定証のご利用を

国民健康保険には、医療機関な

どの窓口での支払いが高額となった場合、後から町へ申請することによって自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

医療費が高額になるときは、「限度額適用認定証」を利用することで窓口での支払いが限度額までになります。国保被保険者で「認定証」の交付を希望される人はお尋ねください。

自己負担限度額は、住民税の課税状況などによって異なります。また、国民健康保険税の滞納がある場合、認定証を交付できない場合がありますのでご注意ください。

▼申請に必要なもの  
国民健康被保険者証、マイナンバー（個人番号）が分かるもの

令和4年度の認定証交付申請は8月1日（月）から受付

ご利用中の「認定証」の有効期限は7月31日（日）です。8月以降は令和4年度の住民税課税状況などより改めて区分判定します。

新しい認定証交付申請は8月1日（月）から受け付けます。町住民生活課窓口までお越しください。

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線106）

国民年金

国民年金保険料の納付が困難な場合は手続きを

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」となる制度があります。納付の免除・猶予を受けることで年金受給権（老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族年金）が確保できます。

①免除（全額・一部免除）申請  
本人・配偶者・世帯主各々の前年所得（過去年度分については、その前年所得）が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請により全額または一部免除となる場合があります。

※一部免除の場合、納付すべき保険料を納付しないと免除が無効になります。

②納付猶予申請  
50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、納付が猶予されます。

免除申請方法と免除期間

今年度の免除申請は、令和4年7月分から令和5年6月分までが対象です。また、対象期間以前の保険料免除も、申請日から2年1カ月前まで遡ることが可能です。

なお、全額免除または納付猶予の承認を受けた人が翌年度以降も引き続き、免除・納付猶予の承認を希望する場合は、申請時に継続の申し出をすると翌年度以降の申請は不要です。ただし、失業による特例申請の場合は、翌年度も申請が必要です。

また、納付の免除・猶予期間に応じて、将来受給できる年金額が減少します。受給額を確保したい場合は追納をお願いします。

▼準備するもの  
年金手帳（または基礎年金番号通知書）

※失業による申請の場合、離職票または雇用保険受給資格者証  
▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所  
096-367-8144

納付免除・納付猶予制度  
をご存じですか



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線104）